

[別紙 1-1]

⑦事例照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容）

〈法令解釈・適用上の疑義〉

相続税法第8条において、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で債務の免除、引受又は第三者のためにする債務の弁済により利益を受けた場合においては、当該債務の免除、引受又は弁済があった時において、当該債務の免除、引受又は弁済による利益を受けた者が、当該債務の免除、引受又は弁済に係る債務の金額に相当する金額を、当該債務の免除、引受又は弁済をした者から贈与により取得したものとみなす、ただし、次のような場合は、贈与とはみなさない旨の規定が置かれています。

①債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、当該債務の全部又は一部の免除を受けたとき。

②債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その債務者の扶養義務者によって当該債務の全部又は一部の引受け又は弁済がなされたとき。

また、相続税法基本通達8-3（連帯債務者及び保証人の求償権の放棄）では、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる金額につき法第8条の規定による贈与があったものとみなされるのであるから留意すると規定されています。

①連帯債務者が自己の負担に属する債務の部分を超過して弁済した場合において、その超える部分の金額について他の債務者に対し求償権を放棄したとき その超える部分の金額

②保証債務者が主たる債務者の弁済すべき債務を弁済した場合において、その求償権を放棄したとき その代わって弁済した金額

子が画事業上の資金を銀行から借入する際に保証人となり、その後、子に代わって親が銀行借入を返済しましたが、子が無資力なため求償権を放棄せざるを得ない状況でした。そのため、求償権の放棄の通知を行ったところ、その後まもなく親に相続が発生し、遺産の一部を子が相続しました。

このような場合、贈与とあったものとみなされるのかどうかに疑義が生じます。

（照会者が求める見解）

贈与があったかどうかを判断する資力喪失の状態がいつの時点で判断されるかですが、これは債務免除を受けた時点で資力喪失状態であるかを判断すべきと考えます。よって、その後、相続が発生し、当該子が遺産を相続したとしても、それは偶発的に資力を回復したに過ぎないため、上記事例においては、贈与があったものとはみなされないと考えます。

[別紙 1-2]

⑧事前照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）

1 照会者

甲

2 取引関係者等の名称

被相続人（父）A 次男甲

3 取引等における権利・義務関係及び経緯

（1）甲は、建築関係の事業を行っていましたが（自営）、運転資金を銀行から借入れる際、Aが保証人となっていました。甲の業務は、最初のうちは順調に推移しましたが、得意先の倒産の煽りで借入金の返済もままならない状態となりました。借入金の返済のため、自宅を売却し、返済を行ったが、借入残は5,000万円残りました。甲は、他に財産は無く、銀行からは、保証人であるAにも返済を求める通知がありました。

（2）そこで、Aは、自己所有の不動産を売却し、甲に代わって、銀行に残った借入金を返済しました。

（3）Aは、甲が事業の再開の目途が立たないこと、所有資産もないことから、甲に対する求償件を放

棄しました（内容証明郵便）。

（４）その後、Aは、持病の心臓病が悪化し、10ヶ月足らずで他界しました。

（５）Aの遺産相続において、甲は評価額3,000万円ほどの貸家（及び敷地）を相続しました。

[別紙1-3]

⑨⑧の事実関係に対して事前照会者の求める見解となることの理由（具体的な根拠となる事例、裁判例、学説、既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の意見を含む。）

平成9年3月31日裁決によれば、「・・・ところで、相続税法第8条ただし書は、第1号に規定する債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難であるばあいにおいてその全部又は一部の免除を受けたときは、その債務を弁済することが困難である部分の金額を限度として、贈与税の課税対象から除外する旨規定しており、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合とは、その者の債務額が積極財産の額を超えるときのように社会通念上支払不能と認められる場合をいうものと解される。

そうすると、債務免除があった場合に、当該債務の免除が贈与に該当するか否かの判断は、債務者が債務免除を受けた時点において債務超過であったか否かによることが相当であると認められ、この場合、債務者の財産の価額又は債務額は、債務免除があった時の時価によるのが相当であると解される。・・・」とされています。この内容から勘案するに、資力喪失の判断の時期は債務者が債務免除を受けた時期と解されますので、その後、近接した時期に相続で財産を取得し資力を回復したとしても、贈与税の課税は行われないと考えられます。